

● 1 ヘッドの省略等

閉鎖型スプリンクラーヘッドの設置を省略できる場所は、次によること。

(1) 規則第 13 条第 3 項第 1 号（階段、浴室、便所）の「その他これらに類する場所」とは、浴室に付随するサウナ室、便所に付随したSK（内部にトイレトーパー等の可燃物を収容するものは設置すること。）、便所に付随した化粧室等（個々の出力が2kWを超える温風ヒーター等を設けるものは、設置すること。）をいう。

◇(1)平成 24 年 1 月 1 日改訂

(2) 規則第 13 条第 3 項第 2 号（通信機器室、電子計算機室等）の「その他これらに類する場所」とは、電話交換機室、電子計算機資料室、放送機器室、防災センター等をいう。

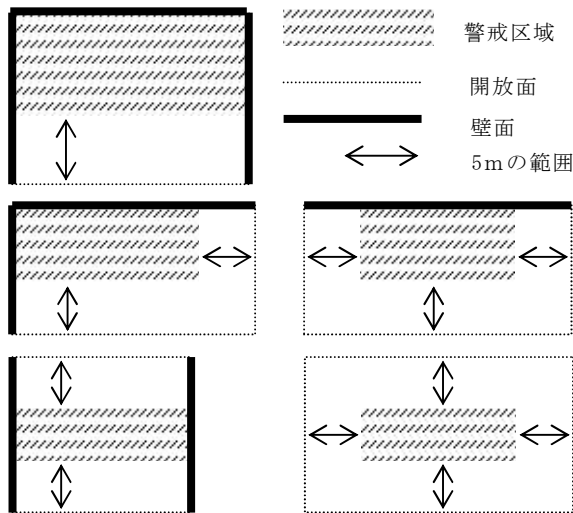
(3) 規則第 13 条第 3 項第 3 号（機械室等）の「その他これらに類する場所」とは、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、特殊消火設備のポンベ室等をいう。

(4) 規則第 13 条第 3 項第 4 号（電気設備室等）の「その他これらに類する場所」とは、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器等をいう。

(5) 規則第 13 条第 3 項第 5 号（エレベーターの昇降路等）の「その他これらに類する場所」とは、給排気ダクト、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路等をいう。

(6) 規則第 13 条第 3 項第 6 号の「外部の気流が流通する場所」とは、次によること。 ☆

◇(6)平成 28 年 4 月 1 日ただし書き削除



(7) 規則第 13 条第 3 項第 7 号（手術室等）の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。 ☆

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、蒸気を熱源とする洗浄消毒室、陣痛室、淋浴室、汚物室及び霊安室

イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室、医療機器を備えた診察室及び医療機器を備えた理学療法室

ウ 透析室に付随する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び未熟児の観察室

オ 薬剤の無菌室、注射液製造室等及び蒸気を熱源とする消毒室

◇(7)平成 28 年 4 月 1 日一部追記

(8) 規則第 13 条第 3 項第 8 号の「レントゲン室等」とは、次に掲げるものをいう。 ☆

ア 放射性物質に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室

イ 撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

◇(8)イ平成 28 年 4 月 1 日一部追記

(9) 規則第 13 条第 3 項第 9 号の 2 (6) 項イ(1)、(2)及びロ並びに(16)項イ、(16)の 2) 項及び(16)の 3) 項のうち(6)項イ(1)若しくは(2)又はロの部分が1,000㎡未満のものが対象)の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物（傘置、下駄箱等は該当しないものであること。）、火気使用設備がないものに限る。）

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で2㎡未満のもの ☆

ウ ◇スプリンクラー設備●1(10)の部分

◇(9)平成 26 年 1 月 1 日追加

◇(9)平成 28 年 4 月 1 日一部追加

(10) 規則第 13 条第 3 項の規定によるほか、ヘッドを省略できる部分

ア 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けたもの。

イ 不燃材料で造られた冷凍室、冷蔵室で、定温装置により異常時には、常時人のいる場所に警報を発せられるもの。

ウ アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されているもの。

エ プール及びプールサイド

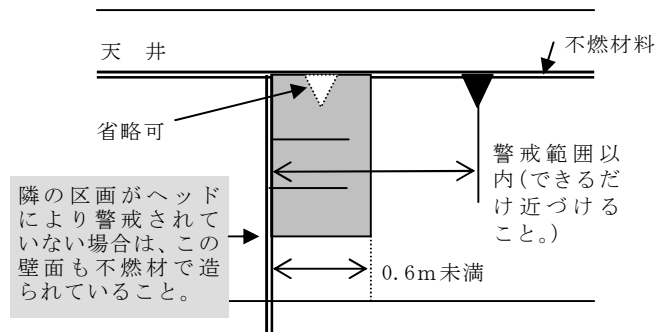
オ 次に掲げる条件に全て適合する収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ及びショーウィンドー等）等で、当該収納庫の扉側に設けられたヘッドで有効に警戒されている部分

(7) 前面の扉等が火災により脱落する可燃物又は普通板ガラスでできていること。

(1) 奥行きが0.6m未満であること。

(9) 当該部分の天井が不燃材料でできていること。

(1) 照明器具、換気扇等がなく、出火の危険が少ないこと。



カ 1.2m以上の幅を有するダクト等とそれ以下のダクト及び配管等が混在している部分で、出火の危険性が低いと認められる当該 1.2m以上の幅のダクト等の上部の天井面の部分

キ 厨房設備が設けられている部分で、自動で排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置により有効に警戒されている部分

ク カルテ庫、図書室、電磁気等により貴重な資料を保存する場所等で、他への延焼を有効に防止できる措置（◇加圧送水装置●1「加圧送水装置の設置場所」の不燃区画等が該当する。）がされていて、かつ、出火危険が著しく低いと認められる部分

◇ク平成 25 年 1 月 1 日改訂

ケ 令第 12 条第 2 項第 3 号の規定により、開口部に設置するヘッドは、令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する水平距離内のヘッドにより代替できるものとする。

## ◇ スプリンクラー設備

### ● 2 閉鎖型ヘッドの設置等

閉鎖型ヘッドの設置等は、規則の規定及び社団法人日本消防装置工業会の「スプリンクラー設備設計・工事基準書」によるほか次によること。(ラック式倉庫に設けるものは、この限りでない。)

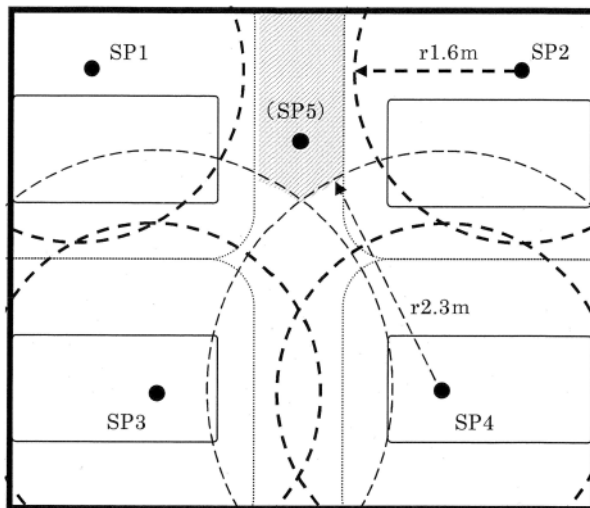
(1) 集熱板(鋼板製で、面積 1,200 平方 cm 以上で有効に感知できる形状であること。)は、ダクト及び配管等により天井面に設けても有効な散水が期待できず、かつ、設置後の維持管理が困難な部分に用いることができる。

(2) 間仕切り用のカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。ただし、ヘッドからの水平距離 1.6m 以内の部分でカーテン等の上部と天井面との距離が 0.45m 以上開放している場合は、有効散水半径とすることができる。(次図参照)

なお、縦横のピッチが 12mm 以上、かつ、太さ 2mm 以下の紐等による網目、開口率が 50% 以上で偏りが無い網目又は自社検査等で散水障害がないことを確認されている仕様の製品の場合には前述の天井面との開放がとれているものと見なして差し支えない。☆

◇(2)なお書き平成 25 年 1 月 1 日追加

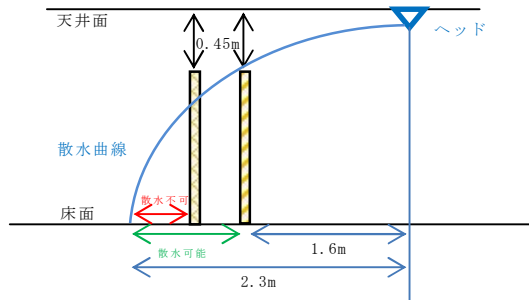
◇(2)平成 28 年 4 月 1 日改訂



● : SP ヘッド (r2.3 以上に限る。)

— : 上部 45 cm 以上開放のカーテン

■ : sp5 が無い場合に未警戒となる部分



— (with gap) : カーテン等 (2.3m 散水可能)

— (with solid) : カーテン等 (2.3m 散水不可)

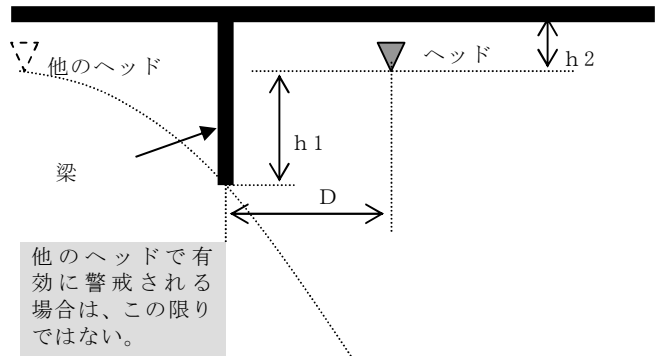
(3) ヘッドの下部にルーバー等(ヘッドの作動温度以下で脱落し、感知及び散水の障害とならないものを除く。)を設ける場合は、集熱板等を設けて、ルーバー等の下面にもヘッドを設置すること。ただし、ルーバー等の開放部分の面積が当該ルーバーの面積の 70% 以上で、形状が著しく散水を妨げるものでなく、かつ、ヘッドのディフレクターからルーバー等までの距離が 0.6m 以上あるものにあつては、この限りでない。

(4) 前号のように上下にヘッドが配置され、上部ヘッ

ドからの散水の影響を受けるおそれのある場合は、被水防止板(集熱板で可)を設けること。

(5) ヘッドの配置は、原則として格子配置(正方形又は矩形)とすること。やむを得ず千鳥配置とするときは、散水密度が低下しないようヘッド間の水平距離を  $2R$  ( $R$ は、当該ヘッド固有の散水半径)  $\times 0.75$  m 以下とすること。

(6) ヘッドの近くに梁等がある場合は、次図及び次表によること。ただし、他のヘッドで有効に警戒される場合は、この限りでない。



D (m)	h1 (m)	h2 (m)
0.75 未満	0	標準型ヘッド 0.3 以下(天井が不燃・準不燃材料の工場等にあつては、0.45 以下)
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満	
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満	側壁型ヘッド 0.15 以下
1.50 以上	0.30 未満	

### ● 3 枝管及び配水管に設けるヘッド

取付けることのできるヘッドの数と管径の関係は、次表によること。なお、枝管に取付けられるヘッド数は、配水管から片側 5 個以内とすること。☆

管の呼び径	ヘッドの合計個数
25A	2 以下
32A	3 以下
40A	5 以下
50A	10 以下
65A	20 以下
80A	21 以上

### ● 4 可燃性の可燃物

規則第 13 条の 2 第 4 項の「可燃性の可燃物」とは、法別表第 1 に掲げる危険物、危令別表第 4 に掲げる指定可燃物のほかウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維類などの着火危険性が高く、延焼速度の速いもの(書籍類を除く。)をいう。★

### ● 5 制御弁及び自動警報弁

(1) 制御弁及び自動警報弁は、点検に容易で、かつ、火災による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。☆

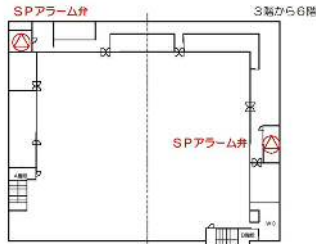
(2) 一つの流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000 m<sup>2</sup> 以下で、2 以上の階及び 2 以上の防火対象物に渡らない事。ただし、次のア及びイに適合している場合及びウに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該階に設置されるヘッドが 10 個未満で、かつ、流水検知装置の設けられている階の直下階又は直上階であること。

イ 前号の階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

ウ 補助散水栓のみが設置されている階(塔屋、地

- 下機械室等)で、次の全てに適合している場合
- (7) 当該階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
- (4) 5階層以下で、地上階と地下階が別警戒となっていること。
- (9) 補助散水栓の1次側には、階ごとに仕切弁が設けられていること。
- (3) 制御弁を設けた区画の扉には、文字表示部分全体の面積が200平方cm以上の大きさを容易に識別できる「スプリンクラー設備制御弁」又は「スプリンクラー設備(アラーム弁)」との表示をする標識を設けること。
- (4) 規則第14条第1項第3号口の「みだりに閉止できない措置」とは、制御弁を不特定の者が出入りすることのない区画に設け、かつ、制御弁の開閉ハンドルの部分に「常時開」の表示を設けるとともに、全開の位置においてテープ又はチェーンワイヤー(器具を使用することなく開放できるものに限る。)等で封印することをいう。☆
- (5) 同一階に、複数の制御区域がある場合は、制御区域別に色分けをした平面図を制御弁の近くの見やすい位置に設置するとともに、配管又は制御弁のハンドル等を当該制御区域別の色に塗り分けておくこと。
- (6) 防災センター、管理人室等には、制御弁の位置を明示した平面図を備えておくこと。ただし、自動火災報知設備の警戒区域図に記載されていなければこの限りではない。
- 作成例



◇(6)平成26年1月1日図追加  
◇(6)平成28年4月1日一部追加

## ●6 起動装置

起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器(以下「圧カスイッチ」という。)の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動すること。

- (1) 最高位のヘッドの位置から圧カスイッチまでの水頭差に0.15MPaを加えた圧力
- (2) 補助高架水槽の位置から圧カスイッチまでの水頭差に0.15MPaを加えた圧力
- (3) 補助散水栓を設置してあるものは、次の値を合計したものに0.3MPaを加えた圧力
- ア 最高位の補助散水栓の位置から圧カスイッチまでの水頭差に0.15MPaを加えた圧力
- イ 補助散水栓の弁、品質(認定)評価機器の仕様書に記載されているホース及びノズル等の損失水頭
- ◇イ平成25年4月1日改訂

## ●7 圧力調整装置

一時圧力調整弁及び減圧弁を使用する場合は、日本消防設備安全センターの評定品で、その評定条件範囲で使用すること。

## ●8 送水口

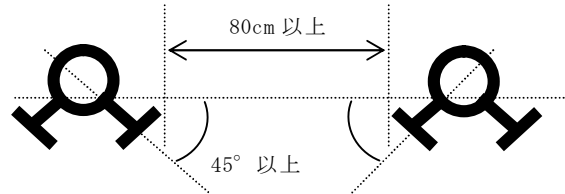
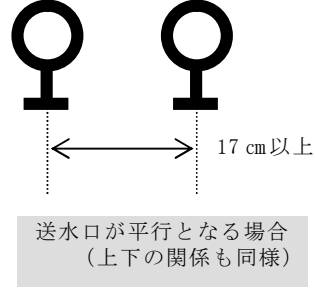
- (1) 送水口は、日本消防放水器具工業会の自主管理品で呼び径65Aの差込式の双口(共同住宅用スプリンクラー設備を除く。)の受け口とすること。☆
- (2) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (3) 送水口に接続する配管は、原則として呼び径100A以上(主管が呼び径100Aを超える場合は、当該

呼び径以上とする。)とすること。ただし、複数の送水口を接続する場合は、呼び径150A以上とすること。☆

- (4) 必要とされる加圧送水装置の吐出能力を1,800リットル毎分で除して得た数(小数点以下は切り上げる。)以上の数(双口一組のこと。以下同じ。)以上(3を超える場合は、3個以上とする。)を設けること。

◇(4)平成26年1月1日改訂

- (5) 送水口は、閉鎖型、開放型及び放水型のスプリンクラー設備ごとに設けること。★
- (6) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取ることを。



- (7) 送水口の見やすい場所には、10cm×30cm以上の大きさで赤地に白文字の「送水口(スプリンクラー設備)」及び送水圧力範囲「〇〇MPa~〇〇MPa」を表示する標識を設けること。★
- (8) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね1mの範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。
- ◇(8)平成24年1月1日追加
- (9) 消防用水を設ける場合は、当該消防用水の採水口又は吸管投入孔から概ね20m以内の位置に送水口を設けること。◇(9)平成25年1月1日追加

## ●9 補助散水栓

- (1) 品質(認定)評価品とすること。☆
- ◇(1)平成25年4月1日改訂
- (2) 同一防火対象物には、同一の操作性を持つものを設置すること。
- (3) 補助散水栓箱のホース格納扉には、1字当たり20平方cm以上の大きさで、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示すること。ただし、「消火栓」と表記する場合は、当該ホース格納扉の裏面に「補助散水栓」である旨を表示すること。
- (4) ノズル先端での放水圧力は、0.7MPa以下とすること。
- (5) 構造等は、◇屋内消火栓設備●2(1)イからキによること。
- (6) 設置場所は、◇屋内消火栓設備●2(2)アによること。
- (7) 必要なホース長さは「有効に放水できる長さ」であり、ホース長さに放射距離(概ね10m)を加えて消火できる長さをいう。★
- ◇(7)平成25年10月1日追加  
◇(7)平成28年4月1日一部改訂

## ◇ スプリンクラー設備

### ●10 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。☆

◇●10 平成 24 年 1 月 1 日追加

### ●11 複数の種別のスプリンクラー設備がある場合における水源水量

同一棟で複数の種別のスプリンクラー設備がある場合の水源水量は、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出する。加圧送水装置のポンプの吐出量等についても同じ。★

◇●11 平成 28 年 4 月 1 日一部追加

### ●12 乾式又は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

スプリンクラー設備は、原則として湿式とするが、次の(1)に該当する場合は乾式スプリンクラー設備に、(2)に該当する場合は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備を使用して差し支えない。★

- (1) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所
- (2) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所又はヘッド等が物理的な衝撃を受けるおそれのある場所

◇●12 平成 28 年 4 月 1 日一部追加

### ●13 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の手动操作

(1) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、原則として自動放水とするが、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。☆

ア 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応ができる場合

イ 当該高天井部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

(2) 放水操作を手動で行う場合は、次によること。☆

ア 管理及び操作のマニュアルが作成されていること。

イ 防災センター等に、自動又は手動の状態表示がされること。

(3) 防災センター等以外の現地操作盤で操作するものは、次によること。☆

ア 操作可能なそれぞれの操作盤において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。

イ 操作可能なそれぞれの現地操作盤において、操作状況が監視できること。

ウ 操作可能なそれぞれの操作盤相互間で、同時に通話できる装置を設けること。

エ 操作可能な現地操作盤には、放水型ヘッドにより警戒されている部分を通過することなく到達できる場所に設けること。

(4) 現地操作盤には、「スプリンクラー現地操作盤」と表示する標識を設けること。

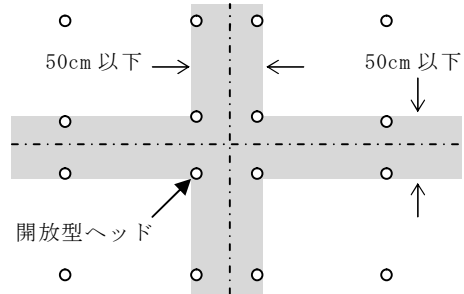
### ●14 排水設備

規則第 14 条第 2 項第 2 号の放水型ヘッド等を設ける部分の排水設備の規定中「ただし、建築構造上、……支障がないものと認められる場合」とは、当該スプリンクラー設備、他の消防用設備等、エレベーター機械室、電気室、換気機械室及び階段室に浸水するおそれのない構造又は措置がとられている場合をいう。☆

### ●15 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

(1) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、放水区域を確認でき、

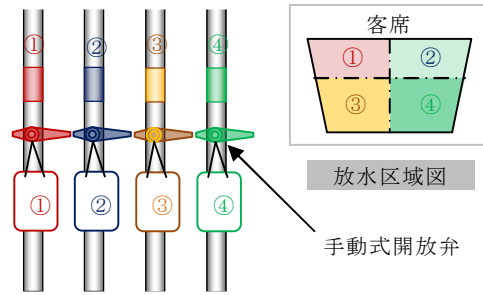
- かつ、容易に避難できる位置に設けること。☆
- (2) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁には、10 cm×30 cm以上の大きさで赤地に白文字の「スプリンクラー設備一斉開放弁」又は「スプリンクラー設備手動式開放弁」と表示する標識を設けること。☆
  - (3) 複数の放水区域を分割する場合は、規則第 14 条第 1 項第 2 号による。なお、隣接区域を重複させる場合は下図の例によること。★



◇(3) 平成 27 年 1 月 1 日追加

◇(3) 平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

- (4) 複数の放水区域を設ける手動式開放弁には、防護する放水区域が容易にわかるよう、当該手動式開放弁の放水区域を明示（色又は符号）した平面図を設けるとともに、その色又は符号を当該配管等に付置すること。☆



◇(1)(4) 平成 27 年 1 月 1 日追加

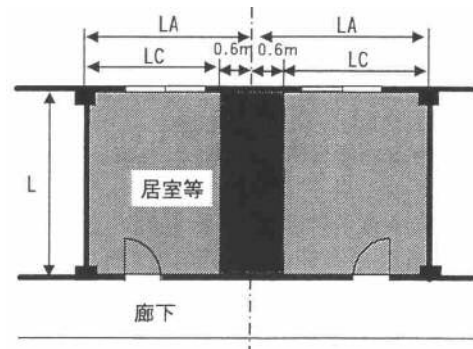
### ●16 パッケージ型自動消火設備

(1) 日本消防検定協会の認定評価品とすること。

◇(1) 平成 25 年 4 月 1 日改訂

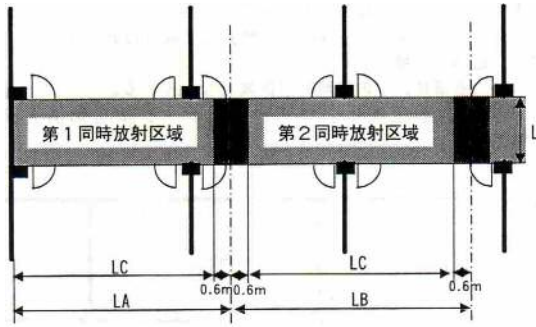
(2) 防護面積は、同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。ただし、同時放射区域が隣接する場合は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り 0.6m 長くすることができるものであること。☆

ア 一の居室等を二の同時放射区域とする場合☆



同時放射区域  $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$   
 この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は  $L \times (LC + 0.6)$  とすることができる。

イ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合

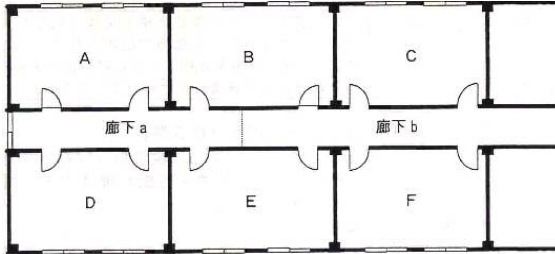


第1同時放射区域  $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

第2同時放射区域  $L \times LB = L \times (0.6 + LC)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ  $L \times ((LC + 0.6) \text{ 又は } (0.6 + LC + 0.6))$  とすることができる。

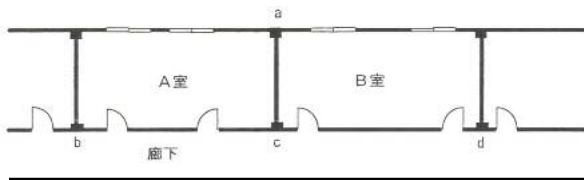
(3) 隣接する同時放射区域 ☆



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	○	○					○	
B	○	○	○				○	○
C		○	○					○
D				○			○	
E				○	○		○	○
F					○	○		○
廊下 a	○	○		○	○		○	○
廊下 b		○	○		○	○	○	○

- 備考 1 ○印は、隣接するものを示す。  
 2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m<sup>2</sup>) で区画した場合とする。  
 3 各室は、一の同時放射区域となっている。

(4) 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合 ☆



ア A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
---------------------------------------	---

イ A室とB室間において共用できない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合。(例：必ず、障子その他これらに類するもので区画されている。)
ウ A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

- (5) 床面から放出口の取付け面までの高さは、消火試験時の設置高さである「2.4m」とし、2.4mを超える高さで消火性能が確認できた場合には、当該高さまで設置することができるものであること。 ☆  
 ◇●16平成16年7月1日追加

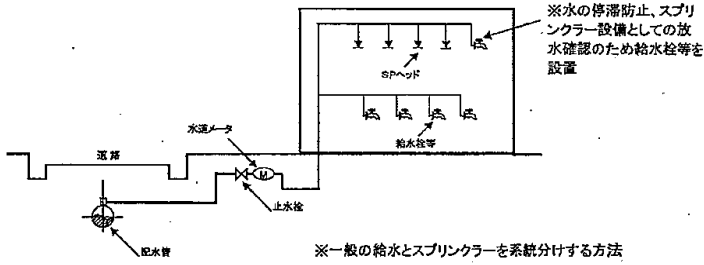
●17 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用等は平成21年8月5日新消設第73号及び平成21年8月6日新消設第74号局長通知(以下「水道連結スプリンクラー通知」という。)によるほか次によること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「水道連結型スプリンクラー」という。)を構成する配管系統の範囲は、水源(令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管)からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。 ☆
- (2) 水道連結型スプリンクラーの補助水槽の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを不燃材料又は準不燃材料以外でした場合をいうものであり、「室内」とは、単に居室のみを対象とするものではなく、水道連結型スプリンクラーの設置対象となる対象物全体又はその部分全体であること(◇内装制限参照)。 ☆
- (3) 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを確認すること。 ☆
- (4) 常用の給水装置において増圧のために用いられている装置(プースターポンプ等)は、水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置に該当しないものであること。従って、水道連結スプリンクラー通知別紙1、3(3)の非常電源は、他の電気機器の影響を受けないように専用で受電し、第1種又は第2種配電盤、同分電盤は要しないものである。  
 ◇(4)平成28年4月1日一部削除

# ◇ スプリンクラー設備

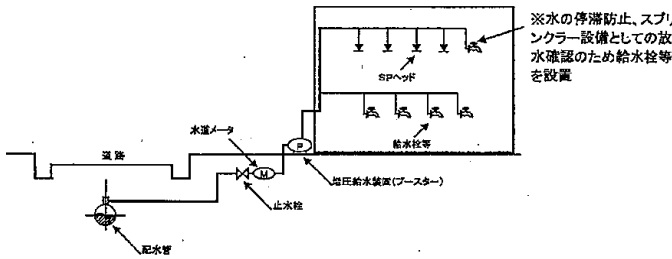
## (5) 構成例 ☆ ア 直結直圧式



※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法

配水管からの水圧で直結送水する方式

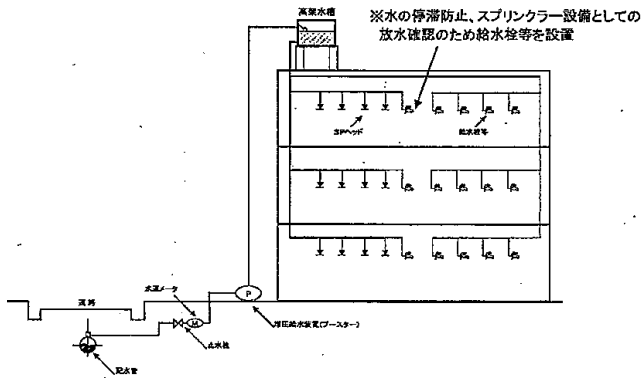
## イ 直結増圧直送式



※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法

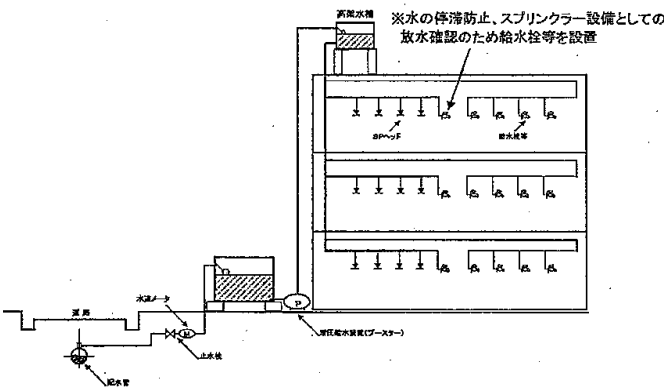
増圧ポンプ等(※1)により送水する方式

## ウ 直結増圧高架水槽式



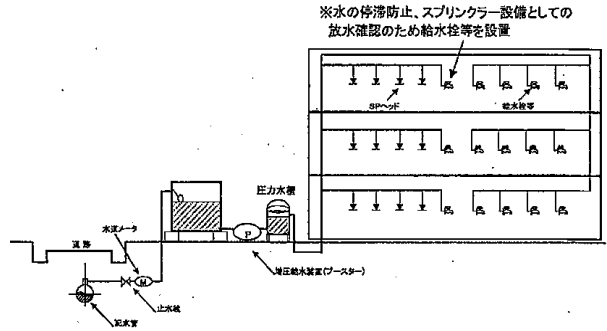
増圧ポンプ等(※1)により高架水槽に直接給水し、その水槽からヘッドで送水する方式

## エ 高架水槽式



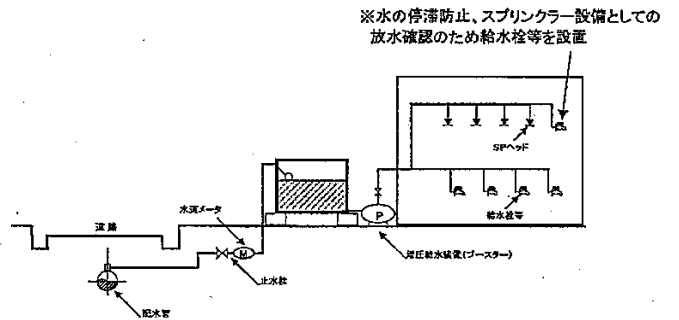
受水層から増圧ポンプ等(※1)により高架水槽に給水し、その水槽からヘッドで送水する方式

## オ 圧力水槽式



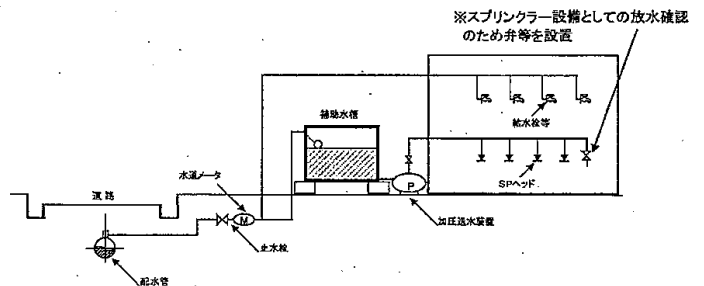
受水層から増圧ポンプ等(※1)に圧力水槽に給水し、その水槽からヘッドで送水する方式

## カ 受水槽ポンプ直送式



受水層から増圧ポンプ等(※1)により送水する方式

## キ 直結・受水槽補助水槽併用式



※水源として必要な水量は、給水管からの流水量に補助水槽の容量を加えることで確保

水道連結SP用に補助水槽を設け、加圧送水装置(※2)により送水するもの

※1 水道連結スプリンクラー通知別紙1、2に規定する性能基準適合品とし、非常電源については前記(4)参照

※2 送水装置告示適合品または上記※1とするが、努めて送水装置告示適合品とし、非常電源については前記(4)参照

(6) 直結・受水槽補助水槽併用式(前号キ)の水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように、確保しなければならないこと。この場合において、補助水槽には、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の2分の1以上貯留することが望ましいこと。

☆

(7) 水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号二、ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取扱うこととして差し支えないこと。☆

(8) 水道法第16条に規定する配管等を使用できる「火災時に熱を受けるおそれのある部分以外のもの」とは、次の場所又は措置であること。

ア 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造られた区画、間仕切り、天井裏に配管すること。☆

イ 50mm以上のロックウール又はこれと同等の不燃性・断熱性能を有するものとして国土交通大臣等の認定を受けているもので被覆すること。

(9) 規則第13条第3項第9号の2の「その他これらに類する場所」とは次のものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物（傘置、下駄箱等は該当しないものであること。）、火気使用設備がないものに限る。）

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で2㎡未満のもの

ウ ◇スプリンクラー設備●1(10)の部分

◇(9)平成26年1月1日一部改訂

(10) 制御弁

水道連結スプリンクラー通知8(1)の水道メーターの2次側配管に当該設備の作動後に放水停止をするための止水弁を設ける場合の「みだりに閉止できない措置」とは、当該止水弁のハンドルをテープ又は鎖等で封印することが該当する。また、当該止水弁の直近の見やすい箇所に水道連結スプリンクラーである旨及び「常時開」と表示すること。

(11) 補助散水栓

屋内消火栓設備の設置義務対象とならない防火対象物にあっては、当該防火対象物のヘッド不要部分となる廊下等に補助散水栓を設置する必要はないが、屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物で、スプリンクラーヘッドが不要となる部分に同ヘッドを設置しない場合は、その部分を屋内消火栓設備等で警戒する必要があること。★

◇(11)平成28年4月1日ただし書き削除

(12) 乾式の水道連結型スプリンクラー設備

乾式（予作動式）であっても放水遅れがないこと等を日本消防検定協会等の特定機器評価又は認定で確認したものにあっては、令第32条を適用し、設置を認めて差し支えないものであること。☆

◇(12)平成25年4月1日改訂

(13) 水道と連結していない水道連結型スプリンクラー設備

水道連結型スプリンクラー設備は、施行令第12条第2項第4号に規定されているとおり、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものでなければならないが、放水量や放水圧力などが水道連結型スプリンクラー設備に求められている性能を満たしているものについては、令第32条を適用して設置を認めても差し支えないものであること。☆

◇(14)(15)平成28年4月1日削除

◇●17平成24年1月1日追加

平成8年2月16日に公布された消防法の一部を改正する政令（平成8年政令第21号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成8年自治省令第2号）により、平成9年4月1日から放水型ヘッド等を用いたスプリンクラー設備の設置が義務づけられています。

この改正に伴い、平成8年8月19日には「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示」（平成8年消防庁告示第6号。以下「告示」という。）が制定され、さらに運用について「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について」（平成8年9月10日付け消防予第175号消防庁予防課長）が通知されたところですが、今般、放水型ヘッド等の設置に係る特例の適用を下記のとおりとしたので通知します。

記

1 新規防火対象物に係る特例

高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、消防法施行令（以下「令」という。）第32条を適用し、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次の全てに適合する部分  
ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされていること。

イ 当該部分において火気の使用がないこと。

ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

(2) (1)イ及びウの要件に適合するほか、床面積が概ね50㎡未満である部分

2 既存防火対象物に係る特例

平成9年4月1日において現に存する防火対象物若しくはその部分（高天井の部分に限る。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分（以下「既存防火対象物」という。）で、告示の規定に適合しないものについては平成11年3月31日までに放水型ヘッド等を設置することとされているが、防火対象物の実態に応じて次のように取り扱うこととする。

なお、高天井部分を改築する場合は、放水型ヘッド等を設置させるものとする。

(1) 高天井部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドが設置され、当該部分には、火気の使用がなく、かつ、多量の可燃物が存しない防火対象物については令第32条を適用し、引き続き従前のおりとする。

(2) 高天井部分に開放型スプリンクラーヘッドが設置され、当該部分に煙感知器又は炎感知器が設置されている防火対象物については、令第32条を適用し、引き続き従前のおりとする。

(3) 高天井部分に火気の使用がなく、かつ、多量の可燃物が存しないこと等により、スプリンクラーヘッドの設置が免除されている防火対象物については、令第32条を適用し、引き続き従前のおりとする。

(4) 上記以外の防火対象物については、高天井部分に放水型ヘッド等を設置させるものとする。

ただし、次の場合は、令第32条を適用し、放水型ヘッド等を設置しないことができるものとする。

ア 床面から天井までの高さが10m以下の部分に閉鎖型ヘッドが設置されているものについては、当該部分に高感度型ヘッドを設置する場合

イ 床面から天井までの高さが10mを超える部分に閉鎖型ヘッドが設置されているものについては、補助散水栓、易操作性1号消火栓又はこれらと同等の効果があるものを設置する場合

3 特例の申請について

既存防火対象物に対する令第32条の適用に当たっては、「特例申請」により、経緯を明らかにしておくものとする。

4 その他

今回の政省令等の改正により、遡及適用される既存防火対象物の関係者に対しては、令第32条の適用に当たっては、「特例申請」により、経緯を明らかに

## ◆ 通知

### ○ 放水型ヘッド等の設置に係る特例適用について ☆

平成9年3月14日新消指第1834号消防局長

多目的屋内球場、大規模展示場の高天井大空間を有する建物のアトリウム、吹き抜け等の高天井部分には、

## ◇ スプリンクラー設備

しておくものとする。

なお、改正の概要は、別紙のとおりである。(別紙省略)

## ○ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用細部について ☆

平成21年8月5日新設第73号消防局長

現在、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について(平成19年消防予第230号)、消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(平成20年消防予第344号)及び消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成21年消防予第131号)により取扱っているところ。

今般、特定施設水道連結スプリンクラー設備の運用細部について、下記のとおり定めたので通知します。

記

### 1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の事務処理要領

平成21年3月31日以前に、設置又は工事着手された特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、次により取り扱うこと。

- (1) 当該工事を担当した、消防設備士から消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の14に準じて着工届の提出を指導するとともに、当該防火対象物の関係者から法第17条の3の2に準じて設置届の提出を指導すること。
- (2) (1)により設置届が提出された場合、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の3第2項に基づき完成検査を実施し、適合していると認めるときは当該防火対象物の関係者に対し、検査済証を交付するものとする。

### 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準については、別紙1によること。

### 3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に係る指導事項

- (1) 現に存する防火対象物において、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号)の施行前となる平成21年3月31日以前の規定により、スプリンクラー設備が設けられている場合は、特定施設水道型スプリンクラー設備の設置義務がある部分についても、努めて施行前の規定によるスプリンクラー設備を設けるよう、防火対象物の関係者に指導すること。
- (2) 当該設備については、水道法(昭和32年法律177号)の規定に基づき、水道事業者が指定した給水装置工事の事業を行なう者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものであること。
- (3) 消防設備士が指定給水装置工事事業者に対し、消防用設備等として必要な事項を指示する必要があることを周知するにあたって、別紙2の水道直結式スプリンクラー設備の工事手順を参照すること。

### 4 その他

- (1) 特定水道連結型スプリンクラー設備の試験基準・点検要領については、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について(平成21年消防予第128号)及び消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成21年消防予第132号)によること。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置については、設置が可能な告示適合品について別途通知します。

### 別紙1

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準

#### 1 用語の定義

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、消

防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が1,000㎡未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が、水道の用に供する水管に連結されたものをいう。







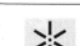





- (2) 水道連結型ヘッドとは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和44年自治省令第2号)第2条第1号の3に規定する小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。
  - (3) 補助水槽付加圧送水装置とは、加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号)第2、第4号に規定するポンプ方式の加圧送水装置で、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置に補助水槽を加えたものをいう。
  - (4) 給水装置とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置であって水道事業者が管理する給水のための配水管から分岐して設けられる給水栓、湯沸器等の給水用具をいう。
  - (5) 水道メーターとは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第12条の2第2号に掲げる水道メーターであって、水道事業者が使用水量を計量するため、給水装置に設ける量水計をいう。
- ### 2 給水装置の構造・材質基準及び工事
- (1) 給水装置の構造・材質については、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条により、次に掲げる基準に適合していること。
    - ア 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
    - イ 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
    - ウ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
    - エ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
    - オ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
    - カ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
    - キ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - (2) (1)の給水装置は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に規定する性能の基準(以下「性能基準」という。)に適合すること。

性能基準に適合する給水装置は、次のアからウ(以下「性能基準適合品」という。)までによること。

    - ア 第三者認証品  
製造事業者等が製造した製品を、第三者認証機関が性能基準に適合することを認証した製品
    - イ J I S規格、J W W A規格などの性能基準に適合していることが明らかな製品
    - ウ 自己認証品  
製造事業者等が自らの責任において、性能基準に適合していること証明する製品
  - (2)、アの第三者認証品、イのJ I S規格の確認方法としては、当該給水装置に貼付されている第1-1表及び第1-2表に掲げる表示を確認すること。



第1-1表 第三者認証品の確認方法

第三者認証機関名	認証組織	審査内容	表示マーク
財団法人日本水道協会	品質認証センター	性能基準の適合	シールの場合  または 
		日本協規格の適合	シールの場合  打刻の場合 
	検査部	型式承認基準の適合	 または 
		日本協規格の適合	 
財団法人日本燃焼規格検査協会	検査部	性能基準の適合	
財団法人電気安全環境研究所	お客様サービス部	〃	
財団法人日本ガス機器検査協会	製品認証部	〃	
財団法人 UL Japan	エンジニアリングサービス	〃	

第1-2表 JIS規格品の確認方法

水道用 JIS 規格の場合	 または 
---------------	---

(4) 給水装置の設計及び工事については、水道事業者が給水装置工事の事業を行う者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

指定給水装置工事事業者が当該給水装置の工事を行う場合は、新潟市給水条例（昭和33年新潟市条例第32号）の規定により新潟市水道局の設計審査、施行の承認、検査等を受けなければならないこと。この場合において消防設備士は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について必要な事項を指示する必要があること。

3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成  
特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式の例としては、別表を参照すること。

#### (1) 直結直圧方式

直結直圧方式とは、配水管からの水圧で給水管の末端に設けられる給水用具まで直結給水する方式をいう（別表No.1参照）

#### (2) 直結増圧方式

直結増圧方式に用いる給水装置は、性能基準適合品を使用するとともに、火災時において一定の圧力を確保するため、非常電源を附置すること。

直結増圧方式とは、給水管の途中に増圧給水設備（増圧ポンプ等）を設置し、給水管の圧力を当該増圧設備による増圧する次の給水方式をいう。

ア 増圧ポンプ等により給水管の末端に設けられる給水用具まで押し上げる方式を直送方式という（別表No.2参照）。

イ 増圧ポンプ等により高所に置かれたタンクに給水し、当該タンクに給水し、当該タンクから給水管の末端に設けられる給水用具まで自然落下させる方式を高置タンク方式という（別表No.3参照）。

#### (3) 受水槽方式

ア 受水槽方式とは、配水管から給水管を経た水を受水槽に貯留し、当該受水槽からポンプ等により給水する方式をいう（別表No.4からNo.6まで参照）。

この場合、当該受水槽の二次側に給水装置と特定施設水道連結型スプリンクラー設備兼用の増圧給水設備（増圧ポンプ等）を設ける場合は、2に規定する性能基準適合品を使用するとともに、火災時において一定の圧力を確保する必要があるため、非常電源を附置すること。

ため、非常電源を附置すること。

イ 別表1、No.4からNo.7までに掲げる受水槽（補助水槽）の一次側で、給水装置と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管を分岐し、当該受水槽以降の二次側を特定施設水道連結型スプリンクラー設備とした場合は、努めて次の4により加压送水装置を設けること。

#### 4 加压送水装置

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加压送水装置は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第14条第1項第11号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 加压送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号）に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の補助水槽付加压送水装置

##### ア 設置場所

(ア) 新潟市消防局消防用設備等運用指針（以下「運用指針」という。）◇加压送水装置●1を準用すること。

(イ) 補助水槽付加压送水装置を屋外に設ける場合は、不燃材料で造った取り外しが可能なカバー等により当該装置全て有効に覆うこと。

##### イ 機器

補助水槽付加压送水装置を用いる場合は、原則として加压送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号）に適合する告示適合品を使用すること。

##### ウ 起動装置

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。（平成20年12月26日消防予第344号、2、(1)、消防法施行規則第14条第8号イ関係）

##### エ 電源

補助水槽付加压送水装置の電源は、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものであること。

##### オ 耐震措置

運用指針◇加压送水装置◆（通知）〇キュービクル型消火ポンプを屋外に設置する場合の取扱いについて通知（平成18年6月1日新消防第275号消防局長）別記1、1、(7)による。

(2) 高架水槽を加压送水装置として使用する場合  
運用指針◇水源●4を準用すること。

#### 5 水源

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成を受水槽方式とした場合の水源の水量は、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち、水道連結型ヘッドを用いる場合は、1.2立方m以上とすること。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する防火対象物の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げについて火災予防上支障がある場合（当該仕上げを準不燃材料以外とした場合をいう。以下同じ。）は、4（スプリンクラーヘッドの設置個数が4に満たないときにあつては、当該設置個数）に0.6を乗じて得た数とすること。

この場合、スプリンクラーヘッドの設置個数は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数をいうこと。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、1.2立方m以上とすること。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する防火対象物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障がある場合は、4（スプリンクラーヘッドの設置個数が4に満たないときにあつては、当該設置個数）に0.6を乗じて得た数とすること。

この場合、スプリンクラーヘッドの設置個数は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数をいうこと。

(3) 放水型ヘッド等を用いる場合は省令第14条第2項及び放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成

## ◇ スプリンクラー設備

8年消防庁告示第6号)によること。

### 6 スプリンクラーヘッド

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの設置は、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドで小区画ヘッドのうち、水道連結型ヘッドを用いる場合は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が4以上の場合は、4)のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.02MPa(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0.05MPa)以上で、有効に放水できる性能を有すること。

なお、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最速となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が4以上の場合は、4)のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.02MPa(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0.05MPa)以上で、かつ、放水量が15L/min(壁及び天井の室内に面する部分に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては30L/min)以上で、有効に放水できる性能を有すること。

なお、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最速となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

(3) (1)及び(2)において、防火対象物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合以外であっても、放水区域におけるスプリンクラーヘッドの個数が4未満となる室がある場合は、有効に放水することができる機能を確認するため、水道メーターから最速となるスプリンクラーヘッドからの放水圧力が0.05MPa以上、かつ、放水量が30L/min以上の性能を有すること。

(4) 開放型ヘッド等を用いる場合は、省令第14条第2項及び開放型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成8年消防庁告示第6号)によること。

### 7 配管等

(1) 省令第14条第1項第10号ハに規定する消防庁長官が定める基準に適合するものは、次によること。  
ア 配管は、省令第12条第1項第6号ニの規定に準じて設けること。

イ 管継手は、省令第12条第1項第6号ホの規定に準じて設けること。

ウ バルブ類は、省令第12条第1項第6号トの規定に準じて設けること。

エ アからウによるほか、配管、管継手及びバルブ類であって火災時に熱を受けるおそれがある部分以外に設けられるものには、水道法(昭和32年法律第177号)第16条に規定する基準によることができる。

この場合の配管、管継手及びバルブ類は、性能基準適合品を使用すること。

オ エにおいて難燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等又は配管等を厚さ50mm以上のロックウールで被覆した場合は、火災時に熱を受けるおそれがある部分に該当しないこと。

(2) (1)、エの水道法第16条に規定する配管は、第2-1表の例によること。

第2-1表

配管の種類	規格
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 116 (V A、V D)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	J W W A K 132 (P A、P D)
水道用耐熱硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 140
フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	W S P 011
フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	W S P 054
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 116 (V B)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	J W W A K 132 (P B)

[規格の記号等]

J W W A = 日本水道協会

W S P = 日本水道鋼管協会規格

V A、P A = 外：一次防錆塗装、内：硬質塩化ビニル、ポリエチレン

V B、P B = 外：亜鉛メッキ、内：硬質塩化ビニル、ポリエチレン

P B = 外：亜鉛メッキ、内：ポリエチレン

(3) 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算等は、「配管の摩擦損失計算の基準(平成20年消防庁告示第32号)」によるほか、配管口径75mm未満の場合はウェストンの式とすることができる。

(4) 末端試験弁

設置場所

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管末端には、末端試験弁を省令第14条第1項第5号の2に準じて設置すること。

ただし、次により、放水圧力及び放水量が測定できる装置(以下「試験装置」という。)を設ける場合にあっては、末端試験弁を設けないことができること。

ア 最大の放水区域となる場所(当該場所が2以上の場合は、水道メーターから最速となる場所)に試験装置を設ける場合

(ア) 放水圧力が確認できる圧力計を設けること。

(イ) 当該放水区域の放水量が確認できるオリフィス等の試験用放水口を設けること。

イ ア以外の場所(以下「測定場所」という。)に試験装置を設ける場合

(ア) ア以外の場所における放水圧力を計算し、この計算結果から測定場所での圧力及び放水量を算定させ、その内容を確認すること。

(イ) (ア)による測定場所の放水圧力が確認できる圧力計を設けること。

(ウ) (ア)による測定場所の放水量が確認できるオリフィス等の試験用放水口を設けると。

8 制御弁

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成に関わらず、設けないことができる。

なお、水道メーター以降の2次側配管に、当該設備作動後の放水停止措置として制御弁と同等の止水弁を設ける場合は、性能基準適合品を使用するほか、次によること。

(1) 当該止水弁には、みだりに閉止できない措置が講じられていること。

(2) 当該止水弁には、その直近の見やすい箇所に特定施設水道連結型スプリンクラー設備の放水を停止する弁である旨を表示すること。

9 自動警報装置、送水口

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成に関わらず、設けないことができる。

10 総合操作盤

加圧送水装置を設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の総合操作盤は、省令第14条第1項第

12号の規定により設けること。

11 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持

(1) 次に掲げる特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項等について、関係者が使用する宿直室、事務室等の常時人がいる場所に表示すること。

ア 水道が断水したとき又は配水管の水圧が低下したときは、正常な効果が得られない旨の内容

イ 給水栓等からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事を行った指定給水装置工事事業者へ連絡する旨の内容

ウ その他維持管理上必要な事項

エ 水道事業者、指定給水装置工事事業者の連絡先  
オ 管路変更及び内部配管の変更により圧力が低下した場合は消防に連絡する旨の内容

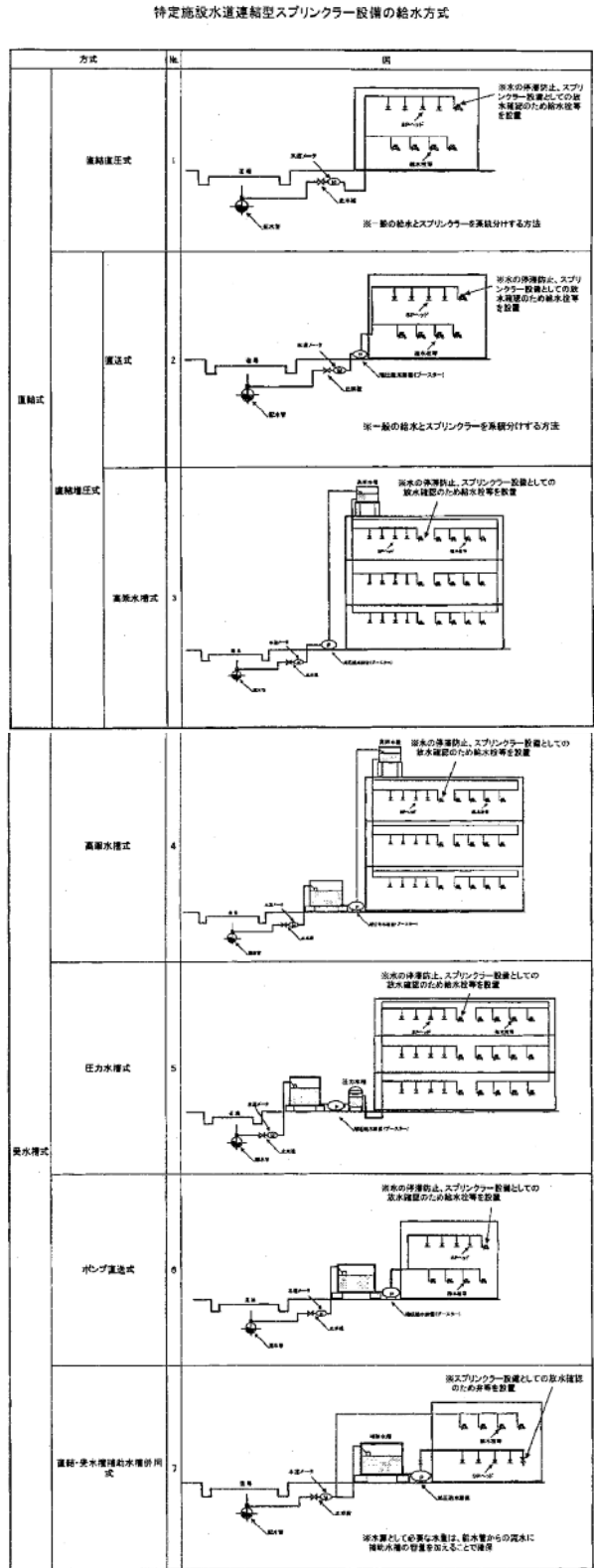
(2) (1)、ウによるその他維持管理上必要な事項としては、給水が停止した場合の対応として次に掲げる事項を表示すること。

ア 防火対象物を管轄する消防署への連絡

イ 夜間における宿直体制、巡回警備体制等の確保  
ウ 火気設備、火気器具、たばこなどの裸火等の管理

エ 簡易消火用具、水バケツ等による消火水の確保

別表



## ◇ スプリンクラー設備

### ○ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る技術上の基準の特例について ☆

平成 21 年 8 月 6 日新消設第 74 号消防局長

このことについて、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る運用については、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用細部について（平成 21 年 8 月 5 日新消設第 73 号消防局長通知。以下「特定 S P 運用細部通知」という。）により取り扱うこととしたところです。

今般、火災時に感知部と連動する電動弁を用いた乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）が、日本消防検定協会の性能鑑定（特定機器評価）がなされたことから、技術上の基準の特例について、下記のとおり定めたので通知します。

記

#### 1 技術上の基準の特例

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。）第 12 条第 2 項第 4 号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の性能を有するものとして、次の(1)及び(2)による乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、令第 32 条を適用できるものとする。

- (1) 別紙の乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の特例基準に適合すること。
- (2) 水道の用に供する水管と連結された乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準は、上記(1)によるほか特定施設 S P 運用細部通知の設置・維持基準を準用すること。

#### 2 事務処理要領

乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る事務処理は、次によるものとする。

##### (1) 特例申請関係

ア 特例基準適用申請書の提出等の事務処理

- (ア) 令第 32 条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請書」という。）から、その申し出があった場合は、新潟市消防局消防用設備等運用指針の◇消防同意●4 特例適用申請に規程の別紙 2「特例基準適用申請書」（以下単に「特例基準適用申請書」という。）2 部を建築物同意事務取扱規程（昭和 35 年訓令第 107 号）第 2 条に規定する処理区分により、消防長又は所管消防署長（以下「消防長等」という。）に提出させること。なお、申請書の特例を受けるための措置欄に、「申請内容のとおり施工すること。」並びに「性能鑑定（特定機器評価）に基づく機器点検及び総合点検を実施すること。」を記載すること。

- (イ) 消防長等は前項の申請書を受理し、消防法令等で定める設備等技術基準に適合すると認められたときは、申請書の 1 部に承認印を押印し、届出者に返付するものとする。

イ 特例基準適用申請書の添付図書

- (ア) 特例基準適用申請書の添付図書は、次によること。

a 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、仕上げ表等

b 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事の設計に関する図書

- (イ) 現に工事中又は設置された乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備で、2、(2)、イ又は(3)、アに基づく届出を受理している場合の特例基準適用申請書は、当該届出に添付された図書等を省略することができる。

##### (2) 工事及び着工関係

ア 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 5 の規定に準じて甲種第 1 類の消防設備士が、工事又は工事監督を行うよう指導すること。ただし、

当該設備は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当するため、水道法の規定に基づく指定給水装置工事事業者に対し、消防設備士が消防設備として必要な事項を指示する必要がある旨合わせて指導すること。

- イ 現に工事中のものを含め乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、法第 17 条の 14 に定める着工届の提出を求めること。この場合、当該届出の添付図書は、「防火対象物の概要表」、「設備の概要表」、「平面図及び断面図（居室等の天井構造が立体的なものなど、ヘッド、配管等の状況を明記すること。）」、「配管系統図（水道本管分岐点以降を記載するとともに、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等及び使用材料を明記すること。）」、「配線系統図及び展開図（作動順序を示す接続状況、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。）」、「仕様書及び計算書」、「使用機器図（加圧送水装置（プースターポンプを含む。）、起動装置、ヘッド等使用する機器の詳細を明記すること。）」とすること。

##### (3) 設置届関係

ア 現に設置されたものを含め乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、法第 17 条の 3 の 2 の規定に定める設置届の提出を求めること。この場合、当該届出の添付図書は、前記(2)イを参考とすること。

イ 試験基準は、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定（特定機器）評価結果」添付資料 1 によること。

ウ 設置届に添付する試験結果報告書は、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第 4 号）によること。

##### (4) 検査関係

前記(3)による消防用設備等の設置届がなされたものは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 3 第 2 項に定める検査を実施し、同条第 4 項に規定する検査済証を交付するものとする。その場合、消防用設備等検査済証の消防用設備等の種類欄には「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」と記載すること。

#### 3 維持・管理

乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持・管理のうち、定期点検については、法第 17 条の 3 の 3 の規定に準じて実施し、その結果を報告（特例要件）を求めるほか、申請者に次の内容を指導すること。

(1) 点検は、第 1 類の消防設備士又は第 1 種消防設備点検資格者が行うこと。

(2) 点検基準及び点検要領は、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定（特定機器）評価結果」添付資料 2 及び添付資料 3 によること。

#### 4 その他

(1) 鑑定（特定機器評価）品の性能評価に係る内容については、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定（特定機器）評価結果」を確認すること。

(2) 本通知の取扱いについて疑義を生じた場合は、消防局設備保安課設備指導係に協議し、処理すること。

なお、詳細は別紙のとおりである。（別紙省略）

### ○ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用通知の一部改正について

平成 24 年 10 月 19 日新消指第 174 号消防局長通知

平成 21 年 8 月 5 日新消設第 73 号消防局長通知「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用細部について」により、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用をしているところですが、消防用設備等の消

## ◇ スプリンクラー設備

防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)の経過措置期間が平成24年3月31日を以て全て終了したことから、同通知別紙2及び別記様式(消防関係法令適用通知連絡票。以下「連絡票」という。)を改正するとともに、その交付手続きを下記のとおりとしましたので通知します。

なお、新潟市水道局は、この改正について了承済みであることを申し添えます。

### 記

- 1 連絡票交付の事務手続きは、次によること。
  - (1) 申請者との事前協議において、消防用設備等の判断に必要な資料(特定施設水道連結型スプリンクラー設備図及び室内の仕上げ材料が判断できる内部仕上げ表)に基づき連絡票を作成すること。
  - (2) 連絡票には、前記(1)の特定施設水道連結型スプリンクラー設備図を添付すること。
  - (3) 連絡票は、市民安全課長の決裁を受けた後、申請者に交付すること。
  - (4) 申請者に対し、連絡票を持参して新潟市水道局と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水に関する事前協議をするように指示すること。
- 2 改正後の別紙2(別紙1)
- 3 改正後の連絡票(別紙2)
- 4 連絡票新旧対照表(別紙2)※略
- 5 その他
 

上記の事務手続き等の開始日は、本通知日とする。

別記様式

### 消防関係法令適用通知連絡票

平成 年 月 日

様

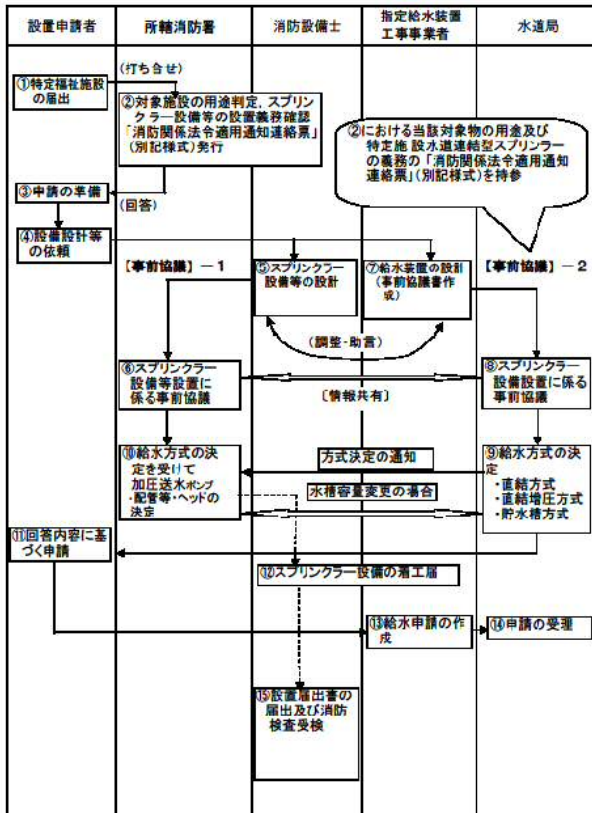
新潟市 消防署長

この建築物には、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)の適用により、次の事項が必要となりますので、お知らせいたします。

- 1 ■印の能力を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する必要があります。
  - 水道メーターから最遠となる最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドが同時に作動した場合(当該個数が4以上の場合は4)において、それぞれのスプリンクラーヘッド先端における放水圧力及び放水量
    - 0.02MPa以上、かつ、15リットル/分以上
    - 0.05MPa以上、かつ、30リットル/分以上
  - 放水区域のスプリンクラーヘッドの同時放水個数が4未満となる差がある場合の水道メーターから最遠となるスプリンクラーヘッド先端における放水圧力及び放水量
    - 0.05MPa以上、かつ、30リットル/分以上
- 2 この連絡票を持参し、新潟市水道局と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水等について事前協議をしてください。
- 3 その他

問い合わせ先 消防署市民安全課予防調査係 電話 ( )

### 別紙2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置事務フロー



◇ スプリンクラー設備